

平成 29 年度

第 3 回寝屋川市景観審議会

会 議 録

平成 29 年度第 3 回寝屋川市景観審議会

日時：平成 30 年 2 月 2 日(金)

午前 10 時から

場所：議会棟 4 階第一委員会室

《次 第》

- 1 開 会
- 2 景観審議会で審議するもの
 - (1) 第 2 回寝屋川市都市計画審議会の意見について
 - (2) 寝屋川市景観計画変更（案）について
 - (3) 寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（案）について
- 3 景観審議会に報告するもの
平成 30 年度の景観重点候補地区等について
- 4 閉 会
- 5 指定済景観重点地区視察（東寝屋川駅駅前広場周辺）

以 上

平成 29 年度第 3 回寝屋川市景観審議会 会議録

- 1 日 時 : 平成 30 年 2 月 2 日 (金) 午前 10 時
- 2 場 所 : 議会棟 4 階第一委員会室
- 3 出席者
- | | | |
|-----|-----------|-------------|
| 委 員 | 会 長 | 増 田 昇 |
| | 副会長 | 山 野 高 志 |
| | 委 員 | 坂 口 行 洋 |
| | 委 員 | 井 上 容 子 |
| | 委 員 | 白 川 清 司 |
| | 委 員 | 田 中 稔 |
| | 委 員 | 星 野 創 |
| | 委 員 | 中 村 一 二 三 |
| | 委 員 | 熊 田 将 男 |
| | 委 員 | 三 宅 秀 明 |
| | 理事兼まち政策部長 | 茂 福 隆 幸 |
| | まちづくり指導課長 | 野 口 勝 彦 |
| | 都市計画室長 | 竹 本 明 広 |
| | 道路建設課長 | 監 物 宏 一 |
| 事務局 | まちづくり指導課 | 係長 乾 佳 純 |
| | 同 | 係長 下 谷 和 生 |
| | 同 | 係長 荒 垣 幸 信 |
| | 同 | 主 査 西 山 修 治 |
- 4 傍聴人 0 名
- 5 会議事項 別紙のとおり

<開 会>

事務局

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より平成 29 年度第 3 回寝屋川市景観審議会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます、まちづくり指導課管理担当係長の乾でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員 10 名中 10 名の出席となっておりますので、寝屋川市景観審議会規則第 4 条第 2 項の開催要件を満たしております。

なお、当審議会につきましては、公開となっております。傍聴の希望がある場合は、任意で出入りいただくこととなっておりますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、まち政策部まちづくり指導課長の野口よりご挨拶申し上げます。

野口次長

<開会挨拶>

事務局

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

まず、次第、次に、配席図、資料 1 として、第 2 回景観審議会でご意見いただいた箇所について抜粋したもの。

資料 2 として、第 2 回都市計画審議会でご意見等いただいた箇所について抜粋したもの。

資料 3 として、第 2 回都市計画審議会の答申。

資料 4 として、寝屋川市景観計画変更(案)。

資料 5 として、寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加 (案)。

資料 6 として、パワーポイント資料。

以上でございます。

資料につきましては、事前に配付をさせていただいておりますが、お持ちでない方や不足等のある方は、お申し出いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議録につきましては、後日、市ホームページ及び市役所情報コーナーにて、公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、増田会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

会 長

みなさん、おはようございます。インフルエンザが猛威をふるっておるみたいですけど、皆様、寒さのなかご自愛いただければと思います。それでは、本日、第 3 回の景観

審議会を開催させていただきたいと思います。まず最初に、本日の案件について、事務局よりご報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。座って説明をお願いします。

事務局

＜本日の案件について説明＞

会 長

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局より本日の案件の説明がありました。特に、今日は、景観計画案の変更（案）について、最終答申をするということでございますので、よろしくお願いいたします。先ほど、ご説明ありましたように審議案件については、一括で説明していただいたのち、順次、ご意見をいただきたいと思いますということでございますので、よろしくお願いいたします。

事務局

＜次第2（1）第2回寝屋川市都市計画審議会の意見、（2）寝屋川市景観計画変更（案）、（3）寝屋川市屋外広告物条例の規定による指定区域の追加（案）について説明＞

会 長

はい、ありがとうございました。議題の（1）、（2）、（3）を一括してご報告いただきましたけれど、順次、議論を進めたいと思います。まず、都市計画審議会の意見について、何か、質問意見はありませんか。いかがでしょうか。審議会からは、最終的には、「意見なし」との回答をいただいているとのことですので。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

続きまして、寝屋川市景観計画変更（案）について、これに関しましては、公衆の縦覧及び都市計画審議会ともに「意見なし」ということでございます。いかがでしょうか。

直接、（案）に関係ないのですが、イメージ図を見せていただきました。専門的に言うと、ああいう木は、ないのです。下から葉っぱが出て、3メートル位、ちゃんと縁を形成するような木だったら、幹があって樹幹があるという形です。緑化も大きな柱ですから、『ちゃんと学習して絵を描いていただきたい』ということが1点と、もうひとつよく起こるんですが、歩道の色、いつも大学なんかでも言うのですが、人が歩いてないときにデザインするのではなくて、カラフルな服装の人が歩道を歩いているときに、あの色合いが本当に良いのかどうか。通常、地面というのは、地と地の関係でいうと地面で作業しなければならない。

したがって、もう少し図というものを意識したり、カラフルな服装をした歩行者が通るということを考えて色の選択とか舗装パターンを選択をしてもらいたい。

ついつい、土木設計の人が頑張り過ぎて、歩道にいろんなことをやり過ぎるんですね。これ、直接（案）に関係ありませんが、専門家として気になる点でございました。これから、具体的に整備をやるときにお考えいただければと申し上げました。

事務局

確かにこのイメージ図につきましては、もう少し詳しいところまで描けたらよかったのではないかと思います。来年度道路詳細設計をしていくなかで、道路のイメージ

のコンセプト等内容について、詰めて行きたいと思っております。

会 長

ありがとうございます。蛇足なことかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。他なにかございませんか。

委 員

イメージ図と関連した話となりますが、最近、電線の地中化というのがあって、イメージ図には、電線らしきものは見えないのですが、全体的な景観に対する電線の考え方について、お伺ひしたい。

事務局

この対馬江大利線につきましても、電線の地中化について現在手続きを進めさせていただいておるところでございます。無電柱化をしていくことで進めております。

委 員

ということでもう1点、寝屋川市全域で積極的に電線の地中化を進めていくのですか。景観も関係してきますけど。

事務局

生活道路までの無電柱化は、難しいのですが、このような都市計画道路等を整備していくなかで、無電柱化をしてまいります。

会 長

その時も、功罪相半ばのところがあって、地中に共同溝的なものを入れると、高木植栽ができなくなる。灌木しか栽えられない。本当にどっちがよいのか。余裕があって電線の地中化をするのは、多いに結構、海外でもそのような方向に行ってますね。

ただ、日本の場合、狭い歩道に共同溝を入れたら、その結果、高木植栽できなくて灌木しか植栽できない、灌木を入れるとそこは、空き缶捨てられたりごみ捨て場になるんです。その辺のことも考えて選択をしないとということですね。

委 員

同じく、イメージ図でですね、信号機のデザインとか街灯のデザインも重要なことになると思うのですが、そのあたりはどうですか。具体的にどうように話が進んでいるのか教えて下さい。

会 長

いかがでしょうか。

事務局

街路灯や信号灯についても、来年度の道路詳細設計のなかで、警察協議等を含めて、検討していきたいと思ひます。

会 長

ガードレールや街路灯やとか各市のサインとかは、トータルコーディネートした方がいいと思ひます。

委 員

関連した質問となりますが、東側の寝屋川駅前線が赤色寄りの舗装ですが、(イメージ図)は、黄色寄りの舗装で、寝屋川駅前線とは、イメージが違ひと思ひました。対馬江大利線は、色相を寝屋川駅前線に合わせるのか。この道路は、寝屋川駅前線とは、一本につながらないため、あえてイメージを変えるのかも、考えていただきたい。これは、前にも言ひましたが、市施行区間と西側の府施行区間との境目でちぐはぐが起

きないか。

府施行区間の舗装の色が違って、横断防止柵の色が違うことにならないように、努めていただければと思います。

事務局

そのあたりも、道路詳細設計するなか関係機関協議で、府施行区間についても、協議をしてみたいと思います。

会 長

ほか、どうでしょうか。絵がでてくると具体的になる。今日の意見を参考にして進めていただければと思います。よろしいでしょうか。屋外広告の方は、いかがでしょうか。屋外広告について、特にございませんでしょうか。これについても、「意見なし」と言うことをございます。

都市計画審議会の方から出た、突き出し看板の圧迫というところについては、どんな具体的答弁になったのでしょうか。

事務局

質問としましては、突き出し広告物の基準につきましては、壁面から1メートル以内という基準になっていますので、道路に突き出している壁面から1メートル以内なら基準に適合でよいのかとの内容でして、道路占用許可の許可基準がありますので、そちらの方を守った上で、壁面から1メートル以内に収まっておれば、可能ですとお答えさせていただきました。

会 長

よろしいでしょうか。1メートルなら、圧迫感はないでしょうから、上空占用みたいなものを道路敷にかかる場合は、取らないといけないということですね。

事務局

はい、そうです。

会 長

はい、よろしいでしょうか。それでは、これも含めまして、景観計画の変更（案）について、原案どおりご承認ということによろしいでしょうか。

委 員

異議なし

会 長

その旨、答申させていただきたいと思います。本日、予定していました、案件については、以上の3件でございます。報告事項といたしましては、今後の景観重点候補地区について、事務局の方からご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局

<次第3 平成30年度の景観重点候補地区等（都市計画道路東寝屋川駅前線及び打上高塚町土地区画整理事業地区について説明）>

会 長

ありがとうございました。平成30年度の景観重点候補地区等について、ご説明を頂きました。なにか、ご質問等ございませんかいかがでしょうか。

委 員

景観重点候補地区としては、問題ないと思うのですが、屋外広告物条例の方も、今回

の景観重点候補地区と同時か、それに合わせ追随する形で、指定されるのかをお伺いしたい。

事務局

今年度同様に来年度も景観重点地区と屋外広告物も同時に指定区域にすることを検討しております。

委員

東寝屋川駅駅前広場周辺景観重点地区が広がる形になるのですか。

事務局

はい、そのとおりです。

委員

いま、見ていたら、近隣商業地域になるんですね。屋外広告物が東寝屋川駅前に増えるのかなあと問い質問させていただきました。

会長

はい、ありがとうございます。他にご質問はありませんか。

北側の整備済のところは、市街化調整区域なんですか。白色になっているところですか。

事務局

寝屋川公園として整備されているところで、用途地域としては、市街化調整区域でございます。

会長

土地区画整理区域も飛び地が発生していますね、事業が都市計画道路事業でやられているところと土地区画整理事業でやられるところがあり、事業が違うので、どこで線を引くか、来年度ですがちょっと悩ましようか、少し検討しなければならない。

特に、飛び地の土地区画整理、北側に少し飛んでいるところ、土地区画整理エリア、あそこまで、行くのかどうか。特に屋外広告物ですね。来年の議論なんでしょうが。

事務局

ご指摘ございましたように、飛び地もございますし、屋外広告物の方も基本的には道路沿道ということもございますし、所管課とも協議を進めたなかで、範囲等につきまして、来年度ご説明したいと考えております。

委員

資料4の6ページに東寝屋川駅駅前周辺景観重点地域の地域図があるのですが、この説明を受けました都市計画道路東寝屋川駅前線の事業区域、ブルーのところですが、ブルーと今の地域との間の東寝屋川駅の西側のところは、どのようになるのか教えて下さい。

事務局

こちらにつきましては、JRの高架橋という形で、現状整備が完了しております、来年度、重点候補地区に入れるかを含め検討してまいりたいと考えております。

会長

ほか、いかがでしょうか。今日は、どこを見に行くのですか。

事務局

資料6の20ページの右下図の黒で囲んでいる、指定済の東寝屋川駅駅前広場周辺で

ございます。

会 長

この前は、道路幅員 16 メートルと書いてあるところあたりを見に行きました。今日は、すでに重点地区になっている駅前広場を中心に視察するということでよろしいでしょうか。

事務局

はい、その通りでございます。

会 長

よろしいでしょうか。かなり、外は冷えてますが、本日は風がないので、楽やと思います。それでは、本日予定しておりました案件、審議案件、報告案件とも、おかげ様で無事終了することができました。ありがとうございます。それでは、事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局

閉会に際しまして、理事兼まち政策部長であります茂福より、ご挨拶を申し上げます。

茂福理事

<閉会挨拶>

事務局

以上をもちまして、本日の景観審議会を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。それでは、これより現地視察となっております。

1階にて、マイクロバスをご用意しておりますので、お荷物と資料をご持参いただき、ご乗車いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上

<閉 会>

